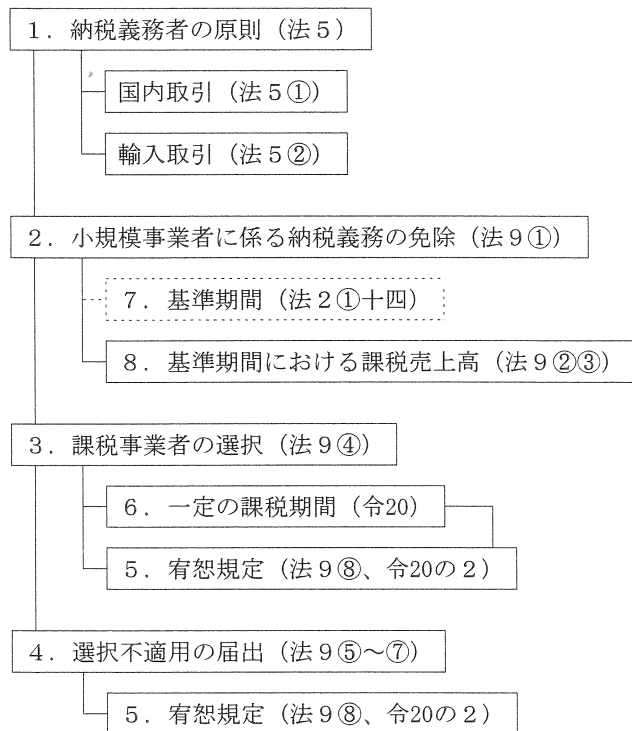


1-6

小規模事業者に係る納税義務

1 理論構成

小規模事業者の納税事務負担や税務執行面を配慮する必要があることから、小規模事業者については、納税義務者の原則に対し、納税義務の免除及び免除の特例の規定を設けている。



2 理論解説

1. 納税義務者の原則 (法5①②)

- (1) 事業者は、国内において行つた^{※1}課税資産の譲渡等^{※3}につき、消費税を納める義務がある。
- (2) 外国貨物を保税地域から引き取る者^{※4}は、課税貨物^{※2}につき、消費税を納める義務がある。

※1 国内取引の納税義務

「事業者は」とあることから、個人事業者及び法人が対象となる。

※2 輸入取引の納税義務

保税地域から引き取る「者は」とあることから、事業者に限定していない。つまり、免税事業者及び消費者たる個人が保税地域から引き取る場合にも納税義務が生ずる。

※3 課税資産の譲渡等（→1-4 輸出免税等）

※4 外国貨物と課税貨物（→1-1 2. 輸入取引）

2. 小規模事業者に係る納税義務の免除（法9①）

事業者のうち、その課税期間に係る^{※2}基準期間における課税売上高が1,000万円以下である者については、1(1)の規定にかかわらず、その課税期間中に^{※1}国内において行った課税資産の譲渡等につき、^{※3}消費税を納める義務を免除する。
^{※4}ただし、別段の定めがある場合は、この限りでない。

※1 「国内において行った課税資産の譲渡等につき」

納税義務の免除及び免除の特例規定は、国内取引についてのみ規定されており、輸入取引については原則規定のみがおかれている。

※2 「基準期間における課税売上高」

（→「7. 基準期間」「8. 基準期間における課税売上高」）

※3 この規定により納税義務の免除を受ける者を「免税事業者」と呼ぶ。

※4 「別段の定め」

「納税義務の免除」に対する別段の定めとして、次の規定がある。

- ① 課税事業者の選択（法9④）
- ② 相続があった場合の納税義務の免除の特例（法10）
- ③ 合併があった場合の納税義務の免除の特例（法11）
- ④ 会社分割があった場合の納税義務の免除の特例（法12）
- ⑤ 基準期間がない法人の納税義務の免除の特例（法12の2）

8-2 基準期間

■ 基準期間（法2①十四）

(1) 個人事業者

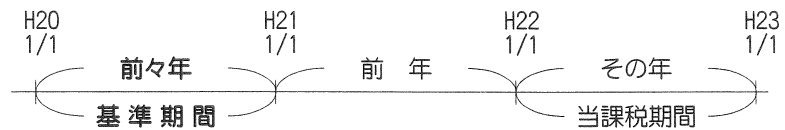
その年の前々年

(2) 法人

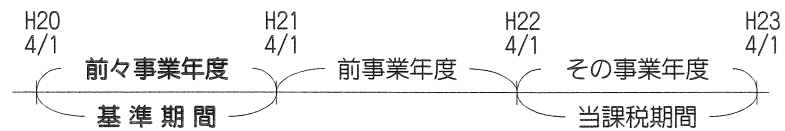
その事業年度の前々事業年度

【図 解】

(1) 個人事業者



(2) 法人（1年決算法人）



8-3 基準期間における課税売上高

基準期間における課税売上高 (法9②③)

$$\begin{array}{l} \text{基準期間における} \\ \text{課税売上高 (※)} \end{array} = \text{課税売上高 (税抜)} - \text{課税売上返還等 (税抜)}$$

※ 基準期間が1年でない法人

$$\text{上記の (※)} \times \frac{12}{\text{基準期間の月数}} = \text{基準期間における課税売上高}$$

(注) 上記の (※) の金額を基準期間の月数で除し、これに12を乗じる。なお、基準期間の月数は、暦に従って計算し、1月未満は1月とカウントする。

(1) 課税売上高 (税抜)

課税資産の譲渡等の対価の額の合計額をいう。

$$\text{国内課税売上高 (税込)} \times \frac{100}{105} + \text{免税売上高 (※)} = \text{課税売上高 (税抜)}$$

※ 免税売上高も含まれることに注意する。

(2) 課税売上返還等 (税抜)

売上に係る税抜対価の返還等の金額の合計額をいう。

$$\begin{array}{l} \text{課税売上} \\ \text{返還等 (税込)} \\ (\text{※1}) \end{array} - \begin{array}{l} \text{国内課税売上} \\ \text{返還等 (税込)} \end{array} \times \frac{4}{105} \times 125\% = \begin{array}{l} \text{課税売上} \\ \text{返還等 (税抜)} \\ (\text{※1}) \end{array}$$

※1 免税売上高の返還等も含まれることに注意する。

※2 端数処理について

$$\begin{array}{l} \text{課税売上} \\ \text{返還等 (税込)} \end{array} - \begin{array}{l} \text{国内課税売上} \\ \text{返還等 (税込)} \end{array} \times \frac{4}{105} \times 125\% = \begin{array}{l} \text{課税売上} \\ \text{返還等 (税抜)} \end{array}$$

①円未満切捨 ②円未満切捨

※3 別解

$$\textcircled{1} \quad \begin{array}{l} \text{国内課税売上} \\ \text{返還等 (税込)} \end{array} - \begin{array}{l} \text{国内課税売上} \\ \text{返還等 (税込)} \end{array} \times \frac{4}{105} \times 125\% = \begin{array}{l} \text{国内課税売上} \\ \text{返還等 (税抜)} \end{array}$$

$$\textcircled{2} \quad \text{免税売上返還等}$$

$$\textcircled{3} \quad \textcircled{1} + \textcircled{2} = \text{課税売上返還等 (税抜)}$$

設 例

次の資料から、当社の当期（平成22年4月1日～平成23年3月31日）の基準期間における課税売上高を計算しなさい。

<資 料>

基準期間（平成20年4月1日～平成21年3月31日）における資産の譲渡等の状況は、次のとおりである。なお、基準期間は課税事業者該当している。

(1) 商品（課税商品）売上高	235,000,000円
うち輸出免税売上高	25,600,000円
(2) 売上返還等	1,870,000円
うち輸出免税売上高に係るもの	280,000円
(3) 有価証券売却額	1,250,000円
(4) 土地売却額	14,000,000円
(5) 車両売却額	420,000円

解 説

1 課税売上高

$$(235,000,000円 - 25,600,000円) + 420,000円 = 209,820,000円$$

$$209,820,000円 \times \frac{100}{105} + 25,600,000円 = 225,428,571円$$

国内課税売上高(税抜) 免税売上高

※ 免税（0%課税）売上高の取扱いに注意する。

2 売上返還等

$$1,870,000円 - (1,870,000円 - 280,000円) \times \frac{4}{105} \times 125\% = 1,794,287円$$

※1 返還等は「税額を控除」する形で税抜きにする。

※2 端数処理

$$\textcircled{1} (1,870,000円 - 280,000円) \times \frac{4}{105} = 60,571.428\cdots \rightarrow 60,571円$$

(円未満を切捨)

$$\textcircled{2} 60,571円 \times 125\% = 75,713.75 \rightarrow 75,713円$$

(円未満を切捨)

【別 解】

- (1) 国内課税売上返還等（税抜）

$$1,870,000\text{円} - 280,000\text{円} = 1,590,000\text{円}$$

$$1,590,000\text{円} - 1,590,000\text{円} \times \frac{4}{105} \times 125\% = 1,514,287\text{円}$$

- (2) 免税売上返還等

$$280,000\text{円}$$

- (3) (1)+(2)=1,794,287円

3 基準期間における課税売上高

$$1 - 2 = 223,634,284\text{円} > 10,000,000\text{円} \quad \therefore \text{納税義務あり}$$

※ 必ず1,000万円と比較判定する。その際、符号の向き・種類に注意する。



留意点 「基準期間における課税売上高」の計算上の注意点

- (1) 消費税（5%）を除いた税抜価額（免税売上げを含む。）を求める。
- (2) 売上げに係る対価の返還等を控除した「純売上高」を求める。
貸倒れ及び貸倒回収は、計算上考慮しない。
- (3) 受験上「基準期間における課税売上高」と与えられた場合は、そのまま判定できる。

➡ トレーニング 問題38・40・41